

【資料 9】

平成 20 年 9 月 18 日
農 林 水 産 省

新型インフルエンザ対策に係る農林水産省の当面の取組について

1. 食品産業の事業継続計画策定のためのガイドラインの策定等

(平成 20 年度調査委託事業)

食品産業における事業継続計画の策定を推進するためのガイドラインの策定。

(平成 21 年度概算要求)

食品企業による事業継続計画策定の推進を図るための研修会の開催、支援ソフトの開発等。

事業名 : 食品産業事業継続計画整備促進事業 31 百万円
事業内容 : 別紙参照

2. 新型インフルエンザ発生時の食料供給方策の検討

2. の事業等を活用し、新型インフルエンザの発生時に国民への食料供給上生じうる課題、対応策を整理。検討の進捗に合わせ、隨時、農林水産省行動計画を策定・改訂。

3. 家庭での食料品備蓄の推進

家庭における食料品備蓄の具体的な範囲や量をまとめた推進用資料の作成。

食品産業事業継続計画整備促進事業（新規）

【食品産業事業継続計画整備促進事業 31(0) 百万円】

対策のポイント

新型インフルエンザの発生時の食料供給方策について、関係者の役割分担を明確にし、より具体的な想定シナリオ毎に対応するものとして高度化を図ります。

中小零細企業が過半数を占める食品企業の負担軽減を図り、もって円滑な食料供給を確保するために、新型インフルエンザ発生に備えた食品企業による事業継続計画（BCP）の策定について、支援・普及を図ります。

<背景>

- (1) 平成19年3月に策定された「新型インフルエンザ対策ガイドライン」において、食料販売関係者及び食品を搬送する者等について、機能の破綻が及ぼす社会的影響が大きいことから、新型インフルエンザが流行した場合に備えて計画を策定し、事業を継続することが望ましいとしています。
- (2) 新型インフルエンザについては、その発生時期を予測することは困難なことから、喫緊の課題として、現在、農林水産省は、新型インフルエンザの国内流行時における国民への食料供給方策について検討するとともに、食品産業関係団体及び会員企業向けの事業継続計画（BCP）策定ガイドラインの作成を進めています。
また、事業継続計画策定ガイドラインをもとに、食品産業事業者による BCP の策定を遅滞なく進めていくことが不可欠な状況にあります。

政策目標

新型インフルエンザの流行を想定して

- ・感染レベルや地域的な広がりに応じた食料供給対応モデルの策定
- ・食品企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援

<内容>

- (1) 食料供給対応モデルの作成
感染レベルや地域的な広がりを踏まえた、農林水産省や地方自治体、食品企業等の役割分担のあり方などを含む対応モデルを作成します。
- (2) 食品企業向けBCP策定研修会の実施
食品企業を対象としたBCP策定のための実践的な研修会を実施します。
- (3) 食品企業のBCP策定に資する講演会等への指導員派遣
食品企業が開催する講演会に専門家等を指導員として派遣し、BCP策定の必要性や、BCP策定手法について指導することで、BCP策定の取組を支援します。
- (4) 食品企業のBCP策定のための支援ソフトの開発
20年度事業で策定する「新型インフルエンザの発生に備えた食品産業の事業継続計画策定のためのガイドライン」を基に、食品企業が様式に記入することにより自社のBCPを策定できる支援ソフトを開発し、BCP策定の取組を支援します。

【定額】

<事業実施主体>

民間団体等

<事業実施期間>

平成21年度～22年度

担当課：大臣官房食料安全保障課（03-6744-2368）（直）
総合食料局総務課（03-6744-2223）（直）